建物衛生管理委託標準仕様書

平成２２年４月

東京都下水道局

目　　　次

第１章　　総　　則

1．1
適用範囲

1　この仕様書は、東京都下水道局（以下「当局」という。）が施行する建物及び建物に付随する飲料水用貯水タンク（受水タンク、副受水タンク、高置タンク（高架タンク）等)、汚水槽・雑排水槽の清掃作業並びにねずみ等調査・防除作業、空気環境測定作業及び雑用水管理作業（以下「作業」という。）に適用するものとする。

2　図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。

1．2
用語の定義

1　「指示」とは、当該業務を担当する当局の職員（以下「担当者」という。）が作業の受託者（以下「受託者」という。）に対し、作業の施行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

2　「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、当局若しくは担当者又は受託者若しくは現場代理人が書面により同意することをいう。

3　「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、担当者と受託者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

4　「提出」とは、担当者が受託者に対し、又は受託者が担当者に対し、作業に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

5　「提示」とは、担当者が受託者に対し、又は受託者が担当者に対し、作業に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

6　「報告」とは、受託者が担当者に対し、作業の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。

7　「書面」とは、手書き、印刷等による伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものとする。

(1)　緊急を要する場合は、電信、ファクシミリ及びＥメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

(2)　電子納品を行う場合は、別途担当者と協議するものとする。

8　「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について、契約図書との適合を確かめることをいう。

9　「立会い」とは、契約図書に示された項目について、担当者が臨場し、内容を確認することをいう。

1．3
疑義の解釈

受託者は、仕様書（特記仕様書を含む。）及び図面（これらを合わせ以下「設計図書」という。）に明記のない事項又は疑義を生じた場合の解釈については、担当者と協議するものとする。

1．4
法令等の遵守

1　受託者は、当該作業に関する諸法令等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用及び運用は受託者の責任において行わなければならない。

2　適用を受ける諸法令等は、改定等があった場合は最新のものを使用しなければならない。

　なお、主な法令等は以下に示すとおりである。

(1)　労働基準法　(昭和 22 年法律第 49 号)
(2)　労働者災害補償保険法　(昭和 22 年法律第 50 号)
(3)　消防法　(昭和 23 年法律第 186 号)
(4)　毒物及び劇物取締法　(昭和 25 年法律第 303 号)
(5)　水道法　(昭和 32 年法律第 177 号)
(6)　下水道法　(昭和 33 年法律第 79 号)
(7)　建築物における衛生的環境の確保に関する法律　(昭和 45 年法律第 20 号)
(8)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律　(昭和 45 年法律第 137 号)
(9)　水質汚濁防止法　(昭和 45 年法律第 138 号)
(10)　労働安全衛生法　(昭和 47 年法律第 57 号)
(11)　酸素欠乏症等防止規則　(昭和 47 年労働省令第 42 号)

1．5
日雇労働者の雇用

1　受託者は、作業の実施に当たっては、「公共事業への日雇労働者吸収要綱（昭和 51 年 7 月 30 日付 51 労職労第 221 号）」に基づき日雇労働者の雇用に努めなければならない。

　なお、同要綱を適用した作業の完了届には、「公共事業遵守証明書」を添付しなければならない。ただし、公共事業施行通知書により雇用予定数がゼロと認定された事業は、公共職業安定所又は（財）城北労働・福祉センターの収受印が押印されている公共事業施行通知書の写しをもって、公共事業遵守証明書に代えることができる。

2　受託者は、無技能者を必要とする場合は、公共職業安定所又は（財）城北労働・福祉センターの紹介する日雇労働者を雇用するものとする。ただし、手持ち労働者を差し引いた人員とする。

1．6
官公署等への手続き

1　受託者は、作業の施行上、法令等に定める手続きが必要な場合には、遺漏なく関係官公署及びその他の関係機関への手続きを行わなければならない。

2　受託者は、届出の承諾又は許可を得た場合には、その写しを担当者に提出しなければならない。

3　受託者は、事前の届出又は許可を申請する場合には、あらかじめ担当者と必要な事項について協議するものとする。

1．7
提出書類

1　受託者は、作業の実施に係る提出書類の様式及び提出時期等について、別途定める「工事請負者提出書類基準」に準じ提出しなければならない。
　なお、定めのない様式については、　担当者の提示するものとしなければならない。

2　受託者は、提出した書類の内容を変更する必要が生じたときは、直ちに変更届を提出しなければならない。

3　受託者は、上記１に定めるもののほか、担当者が提出するよう指示した書類は、指示した期日までに提出しなければならない。

1．8
設計図書の照査

1　受託者は、契約締結後速やかに設計図書の照査を行い、その結果を担当者に報告するものとする。

2　受託者は、契約の目的のために必要とする場合以外は、契約図書及びその他の図書を担当者の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1．9
作業計画書

1　受託者は、作業着手に先立ち、付則－1「作業計画書記載要領」に従って「作業計画書」を速やかに作成し、提出しなければならない。

2　受託者は、「作業計画書」の内容を変更するときは、当該作業の着手前に担当者と協議し、「変更作業計画書」を提出しなければならない。

3　受託者は、担当者が指示した事項については、さらに詳細な作業計画書を提出しなければならない。

1．10
下請負人の届出

1　受託者は、下請負人の届出の提出を当局が求めた場合、「工事請負者提出書類基準」により速やかに担当者へ届け出なければならない。

2　受託者は、下請負人の届出を行った場合で、作業中に下請負人を追加する等前項の届出内容に変更が生じたときは、その都度速やかに届け出なければならない。

1．11
事故処理

1　受託者は、作業中に事故が発生したときは、直ちに作業を中止して応急措置を講ずるとともに、「作業計画書」に定めた緊急連絡体制により、事故発生を通報のうえ、担当者及び関係機関等の指示に従ってその拡大防止に

努めなければならない。

2　受託者は、事故被害の拡大や人身災害の発生が予想される場合には、地域住民等への広報や避難及び作業員の避難等の措置を講じなければならない。

3　受託者は、前項の通報後、事故の原因、経過及び被害内容等を調査のうえ、その結果を「工事請負者提出書類基準」の「事故発生報告書」により直ちに担当者に届け出なければならない。

1．12
作業の完了

受託者は、作業の完了後、遅滞なく作業現場内の不要資機材の撤去及び片づけを行わなければならない。

また、関係書類を速やかに整理し、所定の手続きをとるものとする。

1．13
環境管理活動への協力

受託者は、当局が行う環境マネジメントシステムによる環境管理活動に協力し、環境に十分配慮する。

1．14
環境対策

1　東京都は、ディーゼル自動車（軽油を燃料とする自動車をいう。）等の排出ガスに含まれる粒子状物質等の削減を図るため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例を制定している。作業に当たっては、本条例の主旨を十分に踏まえて施行しなければならない。

2　受託者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び建設機械等を使用する場合は、JIS規格に適合した軽油を使用しなければならない。

　また、調査のため建設機械等から燃料を採取する場合等には、これに協力しなければならない。

3　受託者は、自動車等を運転する者に対して荷待ち等で駐・停車するときは、エンジンの停止（アイドリング・ストップ）を行うよう適切な措置を講じなければならない。

1．15
その他

1　受託者は、当局の施設等に損害を与えた場合は、その責任を負わなければならない。

2　作業を実施するために必要な電力及び用水は、当局の業務に支障の無い限り無償で支給するが、これに要する仮設資機材は、受託者の負担とする。

　また、電力及び用水の使用に際しては、省エネルギー及び地球温暖化対策の見地から、省エネルギー機器等を使用するなど常に節約に努めなければならない。

3　作業を実施するために必要な作業従事者控室及び資機材置き場等の用地については、所定の手続きを行ったうえ、当局の業務に支障のない限り無

償で貸与する。

4　作業にあたり下記要領等を参照し、施行するものとする。

(1)　建築物環境衛生維持管理要領（厚生労働省）

(2)　建築物における維持管理マニュアル（厚生労働省）

(3)　ビル衛生管理講習会資料（東京都健康安全研究センター）

第２章　　安全管理

２．１
一般事項

1　受託者は、労働災害及び物件損害等の発生の未然防止に努め、「労働安全衛生法」、「酸素欠乏症等防止規則」等関係法令の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講じなければならない。

2　受託者は、作業が他の作業及び工事と競合又は隣接する場合、相互に協調を図り安全管理に万全を期さなければならない。

3　受託者は、劇物類、ガソリン等の危険物を取り扱い又は保管する場合、関係法令に定める危険物取扱者を定め、当該危険物取扱者の立会いのもと適切に取扱い及び管理し、万全の方策を講じなければならない。

4　受託者は、作業用資機材、残材及び発生材等について、当局の業務及び保安上の支障とならないよう、使用又は発生の都度、整理又は場外へ搬出して、作業現場を常に整頓しなければならない。

5　受託者は、事故防止を図るため、安全管理の方法について、「作業計画書」で明確にし、受託者の責任において実施しなければならない。

6　作業中に事故が発生したときには、「1．11　事故処理」により、速やかに適切な措置をとらなければならない。

２．２
安全教育

受託者は、作業従事者を対象にして、定期的に当該作業に関する安全教育等を行い、作業従事者の安全に対する意識の向上を図らなければならない。

２．３
労働災害防止

1　受託者は、作業に使用する機械器具その他の資機材を常時点検して、作業従事者の安全を図らなければならない。

　また、機械器具その他の資機材は、定められた用途以外には使用しない。

2　受託者は、作業に伴い設置した作業足場を常に安全な状態に保ち、かつ、安全用具（安全帯、安全帽等）を使用し、材料・工具等の落下防止及び作業従事者の転落・墜落防止の措置を講じなければならない。

3　受託者は作業に当たって、場内及び建物内に設置されている高電圧のケーブル、電気機械設備等の位置を確認し、注意の喚起を行う等、作業従事者の安全を図らなければならない。

第3章　作　業

3．1
一般事項

1　作業日・作業時間

(1)　作業日は、土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで及び 1 月 2 日、同月 3 日を除いた日とする。

(2)　作業時間は、原則午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(3)　当局の業務に支障となる等の理由で作業日・作業時間の調整が必要な場合は、別途担当者と協議し、作業日・作業時間を決定するものとする。

2　作業施行管理

(1)　受託者は、作業計画書に従い、作業工程管理を適正に行わなければならない。

(2)　受託者は作業終了後、担当者に作業終了の確認を受けるとともに、担当者に実施結果等の報告を行うものとする。

(3)　受託者は、作業の実施により異常等を発見した場合は、速やかに担当者に報告し、担当者と協議するものとする。

3　作業従事者の服装

作業従事者は、各作業に適した衣服を着用し、受託者名・従事者氏名が分かるように、名札等を付ける。

なお、作業責任者は、腕章を付ける。

4　作業記録写真

(1)　施行前に撮影計画を立て、作業計画書に撮影者（責任者、補助者）、撮影内容等を記載する。

(2)　記録写真の撮影は、各作業における工種、施行か所等ごとに、施行状況及び使用資機材等が把握できるように実施する。なお、撮影工種及び撮影か所等については、担当者と協議するものとする。

(3)　写真には、作業件名、撮影場所、撮影年月日、撮影対象、受託者名等を記載した黒板等を入れて撮影する。

(4)　写真は原則として、デジタルカメラ（有効画素数 100 万画素以上）を使用する。また、色彩はカラーとし、大きさはサービスサイズ程度とする。

(5)　画像の編集は原則として認めない。

(6)　記録写真の整理は、施行状況及び撮影内容が容易に把握できるようにする。

(7)　記録写真の提出は、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）又は写真帳とし、

担当者との協議により決定するものとする。

なお、電子媒体で提出する場合の記録写真に関する管理・編集、提出物及び作成形式については、「土木工事標準仕様書　付則-7　工事記録写真撮影要領」を参照する。

また、写真帳で提出する場合の提出物及び作成の形式等については、担当者と協議し決定するものとする。

(8)　やむを得ず、銀塩写真で撮影する場合は、担当者と協議するものとする。

5　その他

受託者は、作業の実施に当たっては、当局業務の支障にならないよう留意するとともに、施設、設備、機器及び什器等に損傷を与えないよう十分注意しなければならない。

3．2

建物清掃作業

1　清掃作業責任者

清掃作業責任者は、ビルクリーニング技能検定合格者で、厚生労働大臣の指定する講習を終了した者とする。

2　清掃作業の種類

清掃作業は、定期清掃作業と日常清掃作業がある。

(1)　定期清掃作業

ア　定期清掃作業は、施設の保全を目的として定期的に行う。

イ　定期清掃作業は、床面の洗浄（ワックス塗り等）、ガラス清掃、照明器具清掃、ブラインド清掃、空調給排気口清掃等の作業をいう。

(2)　日常清掃作業

ア　日常清掃作業は、汚れた部分の拭き掃除やごみの取り除き作業等を適時に行い、清潔な状態に保つ作業をいう。

イ　日常清掃作業の作業内容には、床の清掃と床以外の清掃がある。

(ｱ)　床の清掃は、床面の汚れ・ごみを掃除機等で清掃する作業をいう。

(ｲ)　床以外の清掃は、灰皿、ごみ箱、扉、手すり、衛生器具等を清掃する作業をいう。

ウ　日常清掃作業は作業頻度により、毎日清掃作業と隔日清掃作業がある。

(ｱ)　毎日清掃作業は、日常清掃作業の内容を毎日実施する作業をいう。

(ｲ)　隔日清掃作業は、日常清掃作業の内容を原則 1 日おきに実施する作業をいう。ただし、床以外の清掃は、毎日実施する。

3　清掃作業方法

(1)　定期清掃作業の仕様

ア　弾性床：表面洗浄

(ｱ)　椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の侵入の恐れがあるコンセント等は、適正な養生を行う。

(ｲ)　自在ホウキ・フロアダスター又は真空掃除機で丁寧に除塵し、集めたごみは所定の場所に搬出する。

(ｳ)　適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。

(ｴ)　洗浄用パッド（赤）を装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。

(ｵ)　吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。

(ｶ)　2 回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭きは、床全面をモップで水拭きする。

(ｷ)　樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥させる。

(ｸ)　樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として 1 回（格子塗り）とするが、皮膜の損傷が著しい場合は、さらに 1 回重ね塗りする。

(ｹ)　ロッカー、巾木等に付着した汚れや、樹脂床維持剤は必ず拭き取る。

(ｺ)　フリーアクセス床では、床下のケーブル等機器類に影響を及ぼさないよう洗浄を行う。

(ｻ)　監視盤室等のフリーアクセス床は帯電防止床面であるので、洗浄には十分留意し、使用する床維持剤の種別については、担当者と協議するものとする。

(ｼ)　移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。

イ　弾性床：剥離洗浄

(ｱ)　椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の侵入の恐れがあるコンセント等は、適正な養生を行う。

(ｲ)　自在ホウキ・フロアダスター又は真空掃除機で丁寧に除塵し、集めたごみは所定の場所に搬出する。

(ｳ)　適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。

(ｴ)　剥離用パッド（黒）を装着した床磨き機で洗浄する。

(ｵ)　吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。

(ｶ)　剥離状況を点検し、不十分な箇所がある場合は再度剥離作業を行

う。

(ｷ)　床材表面を中和するために、床磨き機で水洗いを行う。

(ｸ)　吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。

(ｹ)　3 回以上水拭きを行なって、汚水や剥離剤を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭きは、床全面をモップで水拭きする。

(ｺ)　樹脂床維持剤をモップで、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥した後塗り重ねる。樹脂床維持剤の塗布回数は 3 回とする。

(ｻ)　移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。

ウ　硬質床：洗浄

(ｱ)　表面洗浄

a　硬質床の表面洗浄は、床保護材が塗布されている場合に行う。

b　硬質床の表面洗浄は、「ア　弾性床：表面洗浄」による。

(ｲ)　一般床洗浄

a　硬質床の一般床洗浄は、床保護材が塗布されていない場合に行う。

b　椅子等軽微な什器の移動を行う。

c　自在ホウキ・フロアダスター又は真空掃除機で丁寧に除塵し、集めたごみは所定の場所に搬出する。

d　適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップ等でむらのないように塗布する。

e　洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で、汚れを洗浄する。

f　吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。

g　2 回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭きは、床全面をモップで水拭きする。

h　移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。

エ　繊維床：洗浄

(ｱ)　椅子等軽微な什器の移動を行う。

(ｲ)　カーペットスイーパー又は真空掃除機等で丁寧に除塵し、集めたごみは所定の場所に搬出する。

(ｳ)　繊維床全面を洗浄し、丁寧に汚れを除去する。なお、洗浄方法は担当者と協議するものとする。

(ｴ)　フリーアクセス床では、床下のケーブル等機器類に影響を及ぼさないよう、十分留意する。

(ｵ)　移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。

オ　照明器具清掃

(ｱ)　照明器具の清掃は、脚立等を使用して行う。

(ｲ)　照明器具がカバー付の場合、カバーを取りはずし、取付け金具・反射板を中性洗剤が浸み込ませたタオル等で拭き、汚れを除去し、乾燥した後原形に復旧する。

(ｳ)　蛍光灯・白熱灯は、管球を取りはずし、中性洗剤を浸み込ませたタオル等で拭き、汚れを除去し、再度取り付ける。

(ｴ)　作業終了後、グローランプ、管球等器具に支障がある場合は、速やかに担当者に届け出る。

カ　窓ガラス清掃

(ｱ)　ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを分解した後、窓用スクイジーで汚水を除去する。

(ｲ)　ガラス面の隅の汚水をタオル等で拭き取る。

(ｳ)　ガラス回りのサッシをタオル等で清拭きする。

(ｴ)　清掃に当たっては、材料・工具等の落下防止及び清掃作業員の転落・墜落事故防止等の安全対策を十分に行わなければならない。

キ　ブラインド清掃

(ｱ)　ブラインドは、羽根バタキ等でよく塵を落した後、中性洗剤を浸み込ませたタオル等で拭き、汚れを取る。乾燥後、ブラインドを原形に復旧する。

(ｲ)　ブラインドを操作する際、羽根・つりひも等を損傷しないよう注意する。

ク　空調給排気口清掃

(ｱ)　高所は、脚立等を利用して空調給排気口の清掃を行う。

(ｲ)　給排気口の器具を取りはずして清掃することを原則とする。（ビス又はハック止め）

(ｳ)　給排気口下の床面等を養生する。

(ｴ)　取りはずした器具は、専用洗剤で洗浄後、タオル等で水拭きする。

(ｵ)　給排気口回り及びその周辺の壁・天井は、はけブラシ等で除塵する。吸収性のある内装材部分については、洗剤を含ませたタオル等で汚れを拭き取る。

(ｶ)　清掃作業終了後は、必ず原形に復旧する。

ケ　立体面清掃

(ｱ)　立体面清掃は、玄関・ホールの壁タイル部分の清掃を行うものである。

(ｲ)　壁タイル部分は、適正洗剤を用いて汚れを除去し、水拭き又は水

洗いをして仕上げる。

コ　畳乾燥等

(ｱ)　畳は乾燥を行う前に、畳の清掃を行う。

a　ほうき又は真空掃除機等で丁寧に除塵する。真空掃除機は、畳の目に沿ってかける。

b　雑巾で拭く場合は、原則乾拭きとする。

c　集めたごみは所定の場所に搬出する。

(ｲ)　ダニ類の防除を目的として、畳乾燥を行う。

(ｳ)　畳又は床面等の消毒を行う場合、方法等については、担当者と協議するものとする。

(ｴ)　畳乾燥後、畳はそれぞれ元にあった位置に敷く。

(2)　日常清掃作業の仕様

ア　床の清掃（弾性床・硬質床）

(ｱ)　自在ホウキ・フロアダスター又は真空掃除機で丁寧に除塵し、集めたごみは所定の場所に搬出する。

(ｲ)　汚れや水滴などが付着した部分をモップで水拭きする。(部分水拭き)

イ　床の清掃（繊維床）

(ｱ)　真空掃除機で丁寧に吸塵する。

(ｲ)　水溶性、油溶性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。

ウ　床以外の清掃（事務室等）

(ｱ)　灰皿は、吸殻を取り除き灰皿を拭く。汚れがひどい場合は水洗いをする。

(ｲ)　ごみは、収集後、所定の場所へ搬出し、容器を拭く。

(ｳ)　手すり・滑止め金具、その他金属部分及び扉は、適正洗剤を用いて汚れを除去し、洗剤を十分に拭き取った後、乾いたタオル等で磨く。

(ｴ)　マットは、真空掃除機で吸塵する。

エ　床以外の清掃（便所及び洗面所）

(ｱ)　便所は常に見回り、トイレットペーパー及び液体せっけんを補充する。清掃作業中は、「清掃中」の掲示板を立てて外部からの立入りを禁止する。

(ｲ)　衛生陶器は、専用洗剤で陶器内外の表面を洗い、陶器外面は乾いたタオル等で水分を拭き取る。同時に金属類も拭きあげる。

(ｳ)　洗面所の鏡は、ガラス専用洗剤を用い、乾いたタオル等で拭き取

る。洗面台はスポンジで専用洗剤を用いて洗浄し、拭きあげる。

(ｴ)　ごみは収集後、所定の場所へ搬出し容器を拭く。汚物は内容物を処理し、容器を洗浄する。

(ｵ)　壁、扉及び間仕切り部は水又は専用洗剤を用いて拭く。

オ　床以外の清掃（湯沸室）

(ｱ)　茶芥容器は、茶殻を処理し、容器を洗浄する。ごみは収集後、所定の場所へ搬出し、容器を拭く。

(ｲ)　壁及び扉は、水又は専用洗剤を用いて拭く。

(ｳ)　流し台は、中性洗剤を用いてスポンジで丁寧に洗浄する。

カ　床以外の清掃（エレベーター）

(ｱ)　壁、扉、操作盤は、汚れた部分を水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。

(ｲ)　鏡は、適正洗剤を用い、乾いたタオル等で拭く。

(ｳ)　扉溝は、真空掃除機で吸塵する。

(ｴ)　フロアマットは、真空掃除機で吸塵する。

キ　残留塩素等の測定

(ｱ)　水道水を受水タンクにためて給水している施設のうち、日常清掃作業を実施している建物については、残留塩素等の測定を行う。

(ｲ)　水の色、濁り、匂い及び味を官能検査（視覚、味覚、嗅覚等による検査）により、給水系統別の末端で毎日確認する。

(ｳ)　残留塩素は、DPD 法又は同等以上の性能をもつ測定器により測定を行う。

(ｴ)　「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の適用を受ける特定建築物においては、残留塩素の測定を給水系統別の末端で毎日 1 回行う。

(ｵ)　上記（ｱ）の建物のうち、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」適用外の建物については、残留塩素の測定を給水系統別の末端で 7 日以内ごとに 1 回行う。

(ｶ)　残留塩素濃度基準は別表－3 の「平常時の基準値」による。

(ｷ)　給水栓において残留塩素が基準に満たない場合、あるいは残留塩素濃度の変動が著しい場合及び水の状態に異常がある場合は、速やかに担当者に報告するものとする。

(ｸ)　残留塩素等の測定は、3.1 の 1 の作業日の中で行う。

(ｹ)　残留塩素等の測定結果は、付則－2　別紙－4 に記録し、担当者に提出するものとする。

4　清掃作業の確認及び報告

受託者は、作業日ごとに作業終了後、担当者の作業終了確認を受けるものとする。

また、受託者は、作業日ごとに、就業作業員数、作業箇所及び作業内容等について、付則－2「作業報告書様式」により作業報告書を作成し、担当者に提出するものとする。

5　ごみ等の適正処分

(1)　ごみ等は条例等に従い適切に分別し、処分しなければならない。

(2)　床表面洗浄等で発生した汚水は、適正に処分しなければならない。

6　その他

受託者は、容易に移動できる什器類（椅子、かさ立て、消火器等）は移動して清掃し、清掃完了後には元の位置に戻す。

3．3 貯水タンク清掃作業

1　清掃作業責任者

建築物飲料水貯水タンクの清掃作業責任者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1)　建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者

(2)　厚生労働大臣の定める講習を修了した者

2　清掃作業従事者

清掃作業従事者は、下記事項を遵守しなければならない。

(1)　6か月以内に受診した健康診断（検便）の結果が陰性である。

(2)　清掃作業当日は、下痢、風邪、皮膚病等の感染疾病の症状がない。

(3)　貯水タンク内の作業は、タンクに入る前にあらかじめ手足を厚生労働省認定の消毒薬で消毒し、清潔な状態で行う。

3　使用器具

受託者は、タンク内の清掃作業に使用する器具等については、すべて消毒したタンク内清掃専用のものを使用する。

4　事前調査

受託者は、清掃作業としてタンク内に入る前に、あらかじめ器具の点検を行い、有毒ガス、酸素欠乏空気等の有無を調査し、換気を行う等事故の防止に必要な措置を講じなければならない。

5　断水

受託者は、作業の実施に当たって、貯水タンクの周辺状況及び断水による影響を調査・検討し、やむを得ず断水させるときは、担当者と協議して断水時間の短縮を図るとともに、事前に関係部所に断水等の日時を連絡するものとする。

6　清掃作業箇所

清掃作業は、タンク内部の全壁面、天井、床、機器配管類、はしご及びその他必要と認められる箇所について行う。

7　清掃作業方法

(1)　高置タンク又は圧力タンクがある場合は、受水タンクの清掃と同一の日に行い、受水タンクの清掃を行った後に行う。

(2)　汚れ、付着物等は水洗いし、その後、ブラシ、高圧洗浄機等を使用して洗浄する。

(3)　金属部分の浮き錆は、スクレーパー、ワイヤブラシ、高圧洗浄機等を使用して除去する。なお、塗装剥離部は錆止め塗装を行う。

(4)　洗浄廃水は、完全にタンク外に排除する。溜り水の濁りがなくなるまで清水による排水を繰り返し、最後に内部をウエス等で拭き取る。

(5)　タンク外側の上部入口付近等、特に必要と認められる箇所は、タンク内にゴミ等が落ち込まないよう清掃し、清潔にする。

8　消毒作業

(1)　消毒作業に当っては、清潔な衣服を着用し、長靴、手袋、カッパ等は、厚生労働省認定の消毒薬で消毒する。

(2)　消毒薬は、有効塩素濃度 50～100mg/L の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。

(3)　消毒は、洗浄終了後、消毒薬をタンク内の全壁面、床及び天井の下面に高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行う。消毒は 2 回以上行い、消毒後の水洗い及び貯水タンク内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも 30 分以上経過してから行う。

(4)　消毒作業完了後は、貯水タンク内に立ち入らない。

9　点検作業

(1)　点検及び清掃作業記録は付則－3「点検表」に基づき行い、結果を報告書として担当者に提出するものとする。

(2)　貯水タンク内に入った後、直ちにタンク内の異常の有無について点検を行い、その結果を担当者に報告するものとする。

(3)　清掃作業終了後、給水ポンプ、自動給水弁等の機器類が正常に作動することを確認した後充水する。

(4)　貯水タンクの水張り終了後、担当者の指定する末端の給水栓及びタンクにおける水について、簡易水質検査（色度、濁度、臭気及び味）及び残留塩素の測定を行い、担当者に報告するものとする。

なお、簡易水質検査項目の水質基準は別表－1、残留塩素濃度の基準値は別表－3 の「基準値　緊急時」による。

(5)　簡易水質検査の結果は、付則－2「作業報告書様式」に基づき報告書を作成し、担当者に提出するものとする。

　なお、水質検査の結果が水質基準に適合しない場合は、直ちに担当者に報告し、協議するものとする。

10　使用開始

受託者は、点検作業終了後、担当者に点検作業結果を報告するとともに、関係部所へ使用開始の連絡を行うものとする。

11　水質検査

(1)　受託者は、貯水タンク清掃時の簡易水質検査とは別に水質検査を行う。

(2)　「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の適用を受ける特定建築物の貯水タンクにおいては、水質検査を年2回（6か月以内に1回）行う。検査時期については、別表－1による。

(3)　「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」適用外の建築物の貯水タンクにおいては、水質検査を年1回行う。検査時期については、担当者と協議するものとする。

(4)　水質検査項目等は、別表－1による。

(5)　検体採水箇所は、貯水タンクごとの給水系統の末端とする。

(6)　水質検査は、公的機関又は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関において行う。

(7)　受託者は、水質検査の結果について、付則－2「作業報告書様式」に基づき作業報告書を作成し、担当者に提出するものとする。

　なお、水質検査の結果が水質基準に適合していない場合は、直ちに担当者に報告し、協議するものとする。

12　衛生管理検査

簡易専用水道（1系統の受水タンク有効容量の合計が10m³を超えるもの）は、年1回厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して、衛生的管理についての検査を受ける。ただし、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」適用建築物における貯水タンクで、衛生管理検査が省略可能な場合は、この限りではない。

なお、受託者は、受託者の負担により当局の代理者として検査に必要な手続等を行う。

13　防錆剤の水質検査

赤錆対策として給水系統管に防錆剤を使用している施設は、防錆剤の水質検査を2か月以内に1回行う。

3．4
ねずみ等調査作業

1　生息調査

(1)　ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について、毎月 1 回調査を実施する。

(2)　調査は、十分な知識を有する者が行う。

(3)　調査は、目視調査、トラップを用いた調査等により行い、必要に応じて施設利用者への聞き取り調査も併せて実施する。

(4)　調査結果は、付則－2「作業報告書様式」に基づき作成し、担当者に提出するものとする。

(5)　調査の結果、防除作業を実施する必要が生じた場合は、担当者に速やかに報告するものとする。

3．5
ねずみ等防除作業

1　用語の定義

(1)　防除とは、予防と駆除の双方を含めていう。

(2)　予防とは、防除の対象となる建築物内外において、ねずみ等が発生、侵入しないような環境対策をし、被害を事前に防止することをいう。

(3)　駆除とは、生息しているねずみ等を殺滅するため、処理を施すことをいう。

2　ねずみ等の防除について

ねずみ等の防除を行うに当たっては、人や環境への影響を極力少なくするため、総合的有害生物管理（IPM（Integrated Pest Management））の考え方を取り入れた防除体系に基づき実施する。

なお、総合的有害生物管理については、「建築物環境衛生維持管理要領」（厚生労働省）、「建築物における維持管理マニュアル」（厚生労働省）、「ビル衛生管理講習会資料」（東京都健康安全衛生センター）等を参照する。

3　防除作業責任者

ねずみ等防除作業責任者は、厚生労働大臣の指定する講習を修了した者とする。

4　防除作業計画書

(1)　受託者は防除実施に当たり、防除作業計画書を策定し、担当者の確認を得るものとする。

(2)　作業計画書は、ねずみ等調査作業の調査結果を参照し策定する。
　　また、必要に応じて、防除対象建築物内外の状況調査等を行う。

(3)　調査結果に基づき、最も有効かつ適切な防除方法を組み合わせた作業計画を策定する。

5　防除作業

(1)　防除作業は、作業計画に基づいて実施する。

(2)　防除作業を実施する場合は、事前に日時、作業方法等について担当者に連絡するとともに、建築物の使用者に周知徹底させる。

(3)　薬剤を散布する場合は、防除対象、防除方法及び場所の特性等を勘案し最も適切な薬剤を選定するとともに、散布者の事故防止、火災に対する予防、什器及び機器等の汚染防止等に努める。

(4)　薬剤を使用する場合は、薬事法上の製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を用いる。

6　事後調査

(1)　防除作業終了後は、次の期間内に防除の効果判定を実施する。

項　　目	期　　　　間
蚊　ハエ等	防除作業終了直後から1週の間
ゴキブリ　ねずみ等	防除作業終了直後1週から3週の間

(2)　防除作業終了後の効果判定において、防除の効果が認められない場合は、原因を調査したうえ、受託者の責任で再度防除作業を実施する。ただし、防除作業の範囲については、担当者と協議するものとする。

(3)　防除作業終了後、速やかに殺そ剤、死そ等を回収する。

(4)　防除作業終了後、付則－2「作業報告書様式」に基づき事後（効果判定調査）報告書を作成し、担当者に提出するものとする。

3．6
空気環境測定作業

1　有資格者の配置

受託者は、業務の履行に当たり、必要とされる業務については、関係法令に基づき資格免許を有する従事員を配置しなければならない。

2　空調管理

(1)　空気環境測定

ア　空気環境が別表－2のとおり維持管理されているかを確認するため、2か月以内に1回、空気環境測定を行う。ただし、ホルムアルデヒドの測定は、下記エによる。

イ　測定の際、測定機器の動作確認を行うため、室内の測定前に外気の測定を行う。

ウ　空気環境測定によって得られた結果については、解析と評価を十分に行う。

なお、測定の結果、問題点が発見された場合には、速やかに担当者

に報告するものとする。

エ　ホルムアルデヒドの測定は、新築・大規模な修繕・大規模な模様替えを行ったとき、使用開始日以後最初に到来する6月1日～9月30日（測定期間）の間に1回測定する。

オ　ホルムアルデヒドの指定測定器については、各測定器ごとに温湿度及び妨害ガスの影響の有無などその特性が異なるため、使用方法及び較正頻度等について、各製造者等が定める仕様書及び取扱説明書等に従って適切に使用する。

カ　測定位置

(ｱ)　室内については、当該建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに居室の中央部の床上75cm以上150cm以下の高さで測定する。

なお、床上10cmの高さでの温度測定の必要がある場合は、別に定めるものとする。

(ｲ)　外気については、外気取入口付近及び1階出口付近で測定する。ただし、気流及びホルムアルデヒドの量の測定は行わない。

(2)　冷却塔・加湿装置等

ア　冷却塔及び加湿装置に供給する水は、水道法第4条に規定する水質基準に適合する水（原則として水道水）である。井水や雨水等を使用している場合は、別表－1の省略不可項目（10項目）、重金属（4項目）、蒸発残留物（1項目）を使用期間中に1回程度（ただし、最長1年以内に1回）水質検査を行う。

イ　使用開始時及び使用期間中1か月以内ごとに1回定期に点検し、必要に応じ清掃、換水等を行う。

ウ　空気調和設備内に設けられた排水受け（ドレン受け）は、使用開始時及び使用期間中1か月以内ごとに1回定期に点検し、必要に応じ清掃を行う。

エ　冷却塔、冷却水の水管及び加湿装置の清掃を1年以内ごとに1回、定期的に行う。

オ　冷却塔の冷却水からのレジオネラ属菌によるレジオネラ症の防止対策として、次の措置を行う。

(ｱ)　冷却塔の使用開始時及び終了時における殺菌剤による化学的洗浄の実施

(ｲ)　冷却塔及び冷却水の定期点検の実施（1回／月）

(ｳ)　レジオネラ属菌の検査の定期的な実施（1回／年以上）

3．7 汚水槽及び雑排水槽清掃作業

1　有資格者の配置

受託者は、業務の履行に当たり、必要とされる業務については、関係法令に基づき資格免許を有する従事員を配置しなければならない。

2　清掃作業責任者

汚水槽及び雑排水槽の清掃作業責任者は、厚生労働大臣の指定する講習を修了した者とする

3　清掃作業

(1)　汚水槽及び雑排水槽の清掃は、年3回以上行う。

(2)　除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意する。

(3)　清掃に用いる照明器具は防爆形で、作業に十分な照度が確保できるものとする。

(4)　水槽内に立ち入る場合、火気に注意するとともに、換気を十分に行い、安全を確保する。

また、換気は作業が完全に終了するまで継続して行う。

(5)　清掃においては、水槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外へ排除する。

(6)　流入管に付着した物質並びに排水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行う。

(7)　清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、適切に処理する。

(8)　清掃時に水槽内等の点検を行う。点検の内容及び記録は、付則－3「点検表」に基づき行い、結果を報告書として担当者に提出するものとする。

(9)　清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認する。

3．8 雑用水管理作業

1　雑用水の定義

雑用水とは、当局における処理水、再生水及び雨水等を便所の洗浄水、植栽への散水又は清掃などの用水に供給するものをいう。

2　雑用水槽の清掃

(1)　雑用水槽の清掃の際、水槽、設備等の点検を行う。点検は、付則－3「点検表」の内容に基づき行う。

(2)　清掃後の水槽水張り終了後、残留塩素の測定を行う。なお、残留塩素の基準値は、別表－4による。

(3)　清掃、点検等の記録は、付則－3「点検表」に基づき行い、結果を報告書として担当者に提出するものとする。

3　雑用水の水質管理

(1)　雑用水の水質管理作業を施行する場合に適用するものとする。

(2)　雑用水は、使用する用途に応じ、別表－4 のとおり水質検査を行う。

(3)　採水場所は、原則として検水コックとするが、検水コックがない場合は、使用場所に最も近い貯留槽の出口付近で採水する。

(4)　水質検査等の結果は、付則－2　別紙－5 に記録し、担当者に提出するものとする。

(5)　水質検査の結果が別表－4 の水質基準に適合していない場合は、直ちに担当者に報告し、協議するものとする。

別表－1

水質検査項目

項　目　名	水質基準	3.3 の 12 の(2)の水質検査項目※		3.3 の 12 の(3)の水質検査項目	3.6 の 3 の(2)のｱの水質検査項目
		1 回目	2 回目		
1　一般細菌	100(集落数)/mL 以下	○	○	○	○
2　大腸菌	検出されないこと	○	○	○	○
3　硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	○	○		○
4　塩化物イオン	200mg/L 以下	○	○	○	○
5　有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下	○	○	○	○
6　pH 値	5.8 以上 8.6 以下	○	○	○	○
7　味	異常でないこと	○	○	○	○
8　臭気	異常でないこと	○	○	○	○
9　色度	5 度以下	○	○	○	○
10　濁度	2 度以下	○	○	○	○
11　鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	○			○
12　亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	○			○
13　鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	○			○
14　銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	○			○
15　蒸発残留物	500mg/L 以下	○			○
16　シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/L 以下	○			
17　塩素酸	0.6mg/L 以下	○			
18　クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	○			
19　クロロホルム	0.06mg/L 以下	○			
20　ジクロロ酢酸	0.04 mg/L 以下	○			
21　ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	○			
22　臭素酸	0.01 mg/L 以下	○			
23　総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	○			
24　トリクロロ酢酸	0.2 mg/L 以下	○			
25　ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	○			
26　ブロモホルム	0.09mg/L 以下	○			
27　ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	○			

備考　※「3.3 の 12 の(2)の水質検査項目」の検査時期は以下のとおりとする。

1　検査項目 1～10 は、6 か月以内ごとに 1 回検査を行う。

2　検査項目 11～15 は、検査項目 1～10 の 1 回目の検査時に検査を行う。

3　検査項目 16～27 は、6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回に検査を行う。

4　検査時期（日時）については、担当者と協議するものとする。

別表－2

空気環境の管理基準値

測定項目	測定器等	管理基準値
1. 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙（0.3μmのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね10μm以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器	空気1m³につき0.15mg以下
2. 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100万分の10以下（注1）
3. 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検知器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100万分の1,000以下
4. 温度	0.5度目盛の温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	①17度以上28度以下 ②居室温度を外気温度より低くする場合、その差を著しくしないこと
5. 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	40%以上70%以下
6. 気流	0.2m/s以上の気流を測定することができる風速計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	0.5m/s以下
7. ホルムアルデヒドの量（注2）	2・4－ジニトロフェニルヒドラジン捕集－拘束液体クロマトグラフ法により測定する機器、4－アミノ－3－ヒドラジノ－5－メルカプト－1・2・4－トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器	空気1m³につき0.1mg以下

（注1）大気中における一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の10を超えるため、居室における一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の10以下になるように空気を浄化して供給することが困難である建築物においては、100万分の20とする。

（注2）測定は、新築・増築、大規模の修繕又は模様替を行い、建築物の使用を開始した時点から直近の測定期間（6月1日から9月30日までの間）中に1回行うものとする。

※ 表中1、2、3に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、1日の使用時間中の平均値とする。この場合の平均値は、始業後、終業前の2時点において測定し、その平均値をもって当該平均値として差し支えない。

※ 表中4、5、6に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、居室の使用時間中常時の値とする。ただし、これによりがたい場合は、1日の使用時間中における2～3回の測定値とする。

別表－3

残留塩素濃度の基準注1

<table>
<tr><td rowspan="2">項　　目</td><td colspan="2">基　準　値</td><td rowspan="2">備　　　　考</td></tr>
<tr><td>平常時</td><td>緊急時注2</td></tr>
<tr><td>遊離残留塩素濃度</td><td>0.1mg/L 以上</td><td>0.2mg/L 以上</td><td rowspan="2">給水系統が複数あるときは各系統の末端で測定する。
遊離残留塩素濃度が基準値未満の場合は結合残留塩素を測定し、基準に適合するか否かを確認する。</td></tr>
<tr><td>結合残留塩素濃度</td><td>0.4mg/L 以上</td><td>1.5mg/L 以上</td></tr>
</table>

注 1：残留塩素は、DPD 法又は同等以上の性能をもつ測定器により測定を行う。

注 2：緊急時とは、建物内で消化器系感染症が流行しているとき、給水設備の大規模な工事あるいは広範囲な断水の後で給水するときをいう。

別表－4

雑用水の水質検査項目及び検査頻度

<table>
<tr><td>項目</td><td>基準</td><td>散水、修景又は清掃の用に供する雑用水</td><td>水洗便所の用に供する雑用水</td></tr>
<tr><td>pH 値</td><td>5.8 以上 8.6 以下</td><td rowspan="4">7 日以内ごとに 1 回</td><td rowspan="4">7 日以内ごとに 1 回</td></tr>
<tr><td>臭気</td><td>異常でないこと</td></tr>
<tr><td>外観</td><td>ほとんど無色透明であること</td></tr>
<tr><td>遊離残留塩素</td><td>0.1mg/L 以上であること（結合残留塩素の場合は 0.4mg/L）</td></tr>
<tr><td>大腸菌</td><td>検出されないこと</td><td rowspan="2">2 か月以内ごとに 1 回</td><td>2 か月以内ごとに 1 回</td></tr>
<tr><td>濁度</td><td>2 度以下であること</td><td>－</td></tr>
</table>

・遊離残留塩素は、DPD 法又はこれと同等以上の精度を有する検査方法のより行う。

・その他の項目は、水質基準に関する省令に規定する方法により行う。

付　　　　則

付則－1　　作業計画書記載要領

1　一般事項

(1)　作業計画書は、この要領に準拠して作成する。

(2)　様式は、A4 版縦で横書きとする。A3 版を使用する場合には、折り込みのうえ製本する。図面は、当局支給の図面を使用し、適宜縮小して作成する。

(3)　表紙には、実施年度、作業番号、作業件名、履行期間、受託者名印、提出年月日を記入する。（別紙－1 参照）

2　記載事項

作業計画書の記載事項及び記載順序は、以下のとおりとする。

(1)　作業概要

設計図書に定められた事項を記す。

(2)　現場組織

ア　現場代理人、作業責任者、安全管理者、酸素欠乏危険作業主任者、危険物取扱者（危険物の取扱い又は保管する場合）及びその他法令等で定める主任技術者又は責任者を定め、その氏名及び職務分担を記す。

イ　緊急連絡体制及び安全管理機構を定め記す。

(3)　作業記録写真撮影計画

本仕様書及び特記仕様書に従って撮影計画を記す。

(4)　実施工程表

全体及び作業別細目の実施工程表を記す。図面に作業別に着色して作業範囲を記す。

(5)　労務、資機材計画

労務計画は、実施工程表に基づき職種別に予定員数を記す。

(6)　作業方法

本仕様書及び特記仕様書に従って作業方法を記す。

(7)　安全管理

本仕様書及び特記仕様書に従って安全管理について記す。

(8)　その他

ア　電力及び用水の使用について記す。

イ　発生材の処分方法等について記す。

別紙－1

平成　　年度
作業第　　　　　号

○○○水再生センター○○○作業

作　業　計　画　書

自　平成　　年　　月　　日
工　期
至　平成　　年　　月　　日

受託者　　　　　　　　　　　　　株式会社
現場代理人　　　　　　　　　下水道　太郎　印

（平成　　年　　月　　日提出）

付則－2　　作業報告書様式

1　一般事項

(1)　作業報告書は、この様式に準拠して作成する。

(2)　様式は、A4 版縦で横書きとする。

2　様　　式

(1)	建物清掃作業報告書	別紙－1
(2)	貯水タンク清掃作業水質検査報告書	別紙－2、別紙－3
(3)	飲料水残留塩素等検査記録表	別紙－4
(4)	雑用水残留塩素等検査記録表	別紙－5
(5)	ねずみ等防除作業報告書	別紙－6
(6)	ねずみ等生息状況調査報告書	別紙－7
(7)	ねずみ等効果判定調査報告書	別紙－8

No. 1

1/2

別紙－１

建物清掃作業報告書

月分

日　常　清　掃

件　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

契約期間＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受 託 者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作業確認	センター長　印											
	係　　　長　印											
	係　　　長　印											
	担　当　者　印											
	作業責任者　印											
内容	場　所	階	回数	1	2	3	4	5	6	7	8	
			曜日									
就　業　者　数												
作　業　時　間												
特　記　事　項												
内容	場　所	階	回数	９	１０	１１	１２	１３	１４	１５	１６	
			曜日									
就　業　者　数												
作　業　時　間												
特　記　事　項												

No.1　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙－１

2/2

建物清掃作業報告書

月分

日　常　清　掃

作業確認	センター長　印											
	係　　　長　印											
	係　　　長　印											
	担　当　者　印											
	作業責任者　印											
内容	日			１７	１８	１９	２０	２１	２２	２３	２４	
	場　所　階	回数	曜日									
就　業　者　数												
作　業　時　間												
特　記　事　項												
内容	日			２５	２６	２７	２８	２９	３０	３１		
	場　所　階	回数	曜日									
就　業　者　数												
作　業　時　間												
特　記　事　項												

建物清掃作業報告書

月分

定　期　清　掃

件　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

契約期間＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受 託 者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作業確認	センター長　印											
	係　　長　印											
	係　　長　印											
	担　当　者　印											
	作業責任者　印											
内容	日 / 曜日 / 場　所　階　回数			１	２	３	４	５	６	７	８	
就　業　者　数												
作　業　時　間												
特　記　事　項												
内容	日 / 曜日 / 場　所　階　回数			９	１０	１１	１２	１３	１４	１５	１６	
就　業　者　数												
作　業　時　間												
特　記　事　項												

No.2 別紙－１

2/2

建物清掃作業報告書

月分

定　期　清　掃

作業確認	センター長　印										
	係　　　長　印										
	係　　　長　印										
	担　当　者　印										
	作業責任者　印										
内容	日			１７	１８	１９	２０	２１	２２	２３	２４	
	曜日											
	場　所　階	回数										
就　業　者　数												
作　業　時　間												
特　記　事　項												
内容	日			２５	２６	２７	２８	２９	３０	３１		
	曜日											
	場　所　階	回数										
就　業　者　数												
作　業　時　間												
特　記　事　項												

別紙－2

○○水再生センター貯水タンク清掃作業
水質検査報告書

登　　　　　録　　　建築物飲料水貯水槽清掃業

登　録　番　号　　　東京都　　貯第　　　号

名　　　　　称

所　　在　　地

<table>
<tr><td colspan="9">簡　易　水　質　検　査　（現場実施）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">測定場所等 ／ 試験項目</td><td rowspan="2">基　準</td><td colspan="2">受水タンク</td><td colspan="2">高置タンク</td><td colspan="2">給水栓末端</td></tr>
<tr><td>No.1</td><td>No.2</td><td>No.1</td><td>No.2</td><td>No.1</td><td>No.2</td></tr>
<tr><td rowspan="6">清掃後</td><td>遊離残留塩素</td><td>0.2mg/L 以上</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>※ 結合残留塩素</td><td>1.5mg/L 以上</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>色　　度</td><td>5 度以下</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>濁　　度</td><td>2 度以下</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>臭　　気</td><td>異常でないこと</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>味</td><td>異常でないこと</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">検　査　方　法</td><td>残留塩素</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>色　　度</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>濁　　度</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>臭　　気</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>味</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">検査実施者名</td><td></td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

※　結合残留塩素は、遊離残留塩素濃度が清掃後 0.2mg/L 未満の場合に測定する。

<table>
<tr><td colspan="2">水　質　検　査</td></tr>
<tr><td>採水年月日</td><td>年　　月　　日（　　曜）　天候</td></tr>
<tr><td>採　水　場　所</td><td></td></tr>
<tr><td>検　査　項　目</td><td>項目※</td></tr>
<tr><td>検　査　結　果</td><td>別添水質検査結果書のとおり</td></tr>
</table>

※検査項目数を記入する。

その他添付書類

1　飲料水貯水タンク清掃作業従事者の細菌検査成績表

2　受水タンク・高置タンクの清掃前後の写真

別紙－4

飲料水残留塩素等検査記録表

建物名	
実施月	年　　月分

点検日時			検　査　者	検査場所（　　　　　　　　　）					備　考
日	曜日	時　刻		遊離残留塩素	色	濁り	匂い	味	
1		:							
2		:							
3		:							
4		:							
5		:							
6		:							
7		:							
8		:							
9		:							
10		:							
11		:							
12		:							
13		:							
14		:							
15		:							
16		:							
17		:							
18		:							
19		:							
20		:							
21		:							
22		:							
23		:							
24		:							
25		:							
26		:							
27		:							
28		:							
29		:							
30		:							
31		:							

実施方法（DPD 法・　　　　　　　）

別紙－5

雑用水残留塩素等検査記録表

年　　月分

点検日時			検　査　者	検査場所※（　　　　　　　）				備　考
日	曜日	時　刻		遊離残留塩素	pH 値	臭気	外観	
1		:						
2		:						
3		:						
4		:						
5		:						
6		:						
7		:						
8		:						
9		:						
10		:						
11		:						
12		:						
13		:						
14		:						
15		:						
16		:						
17		:						
18		:						
19		:						
20		:						
21		:						
22		:						
23		:						
24		:						
25		:						
26		:						
27		:						
28		:						
29		:						
30		:						
31		:						

※原則として末端給水栓とするが、ない場合は使用場所に最も近い貯水槽の出口付近とする。
濁度・大腸菌については、別途に 1 回／2 月ごと検査を実施する。（使用用途が水洗便所の場合は大腸菌のみ）。

別紙－6

平成　　年　　月　　日

ねずみ等防除作業報告書

下記のとおり防除作業が完了しましたので、ご報告します。

請負者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

防除作業責任者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

TEL＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施工場所			
住　所		実施者	
作業日	平成　　年　　月　　日（　　）	時　間	時　　分～　　時　　分

階	作業場所	対　象　種							処理方法						環境状況			備考
		ゴキブリ	カ	チョウバエ	ネズミ	ダニ			残留噴霧法	空間処理法	隙間噴霧法	トラップ法	食餌法		良い	普通	悪い	
	事務室																	
	会議室・応接室																	
	ロッカー室																	
	休憩室・控室																	
	給湯室																	
	倉庫・書庫																	
	共同部分																	
	便所																	

使用薬剤等　　濃度	希釈倍率	使用薬剤等　濃度	希釈倍率	トラップ等
①		⑤		(a)
②		⑥		(b)
③		⑦		(c)
④		⑧		(d)

特記事項

別紙－7

平成　　年　　月　　日

ねずみ等生息状況調査報告書

下記のとおり生息状況調査が完了しましたので、ご報告します。

請負者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

防除作業責任者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿

TEL＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施工場所			
住　所		実施者	
作業日	平成　　年　　月　　日（　　）	時　間	時　　分～　　時　　分
内　容	定期　・　臨時　　事前調査・事後調査	防除日	平成　　年　　月　　日

階	作業場所	調査法				種類および生息状況								環境状況			備　考
		目視法	トラップ法	集塵分離		ゴキブリ	カ	チョウバエ	ネズミ	ダニ				良い	普通	悪い	
	事務室																
	会議室・応接室																
	ロッカー室																
	休憩室・控室																
	給湯室																
	倉庫・書庫																
	共同部分																
	便所																

生息状況 表示 記号	生息なし（－）　わずかにいる（±）　いる（＋）　多くいる（＋＋）
特記事項	

別紙－8

平成　　年　　月　　日

ねずみ等効果判定調査報告書

下記のとおり効果判定調査が完了しましたので、ご報告します。

請負者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

防除作業責任者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

TEL＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施工場所			
住　所		実施者	
作業日	平成　　年　　月　　日（　　）	時　間	時　　分～　　時　　分
内　容	定期　・　臨時　　事前調査・事後調査	防除日	平成　　年　　月　　日

階	作業場所	調査法				種類および生息状況								環境状況			備　考
		目視法	トラップ法	集塵分離		ゴキブリ	カ	チョウバエ	ネズミ	ダニ				良い	普通	悪い	
	事務室																
	会議室・応接室																
	ロッカー室																
	休憩室・控室																
	給湯室																
	倉庫・書庫																
	共同部分																
	便所																

生息状況 表示 記号	生息なし（－）　わずかにいる（±）　いる（＋）　多くいる（＋＋）
特記事項	

付則－3　　点検表

1　一般事項

貯水タンク、汚水槽・雑排水槽、雑用水槽の点検調査及び清掃作業記録は、以下の点検表に基づき行う。

2　様　　式

(1)　貯水タンク点検表及び清掃記録表　　別紙－1　No.1～No.4
(2)　汚水槽・雑排水槽点検表　　別紙－2
(3)　雑用水槽点検表　　別紙－3

（貯水タンク点検表及び清掃記録表）　　別紙－1　No.1

高置タンク点検表					
受水タンク		容　量	材　質	構　造	設置場所
No1		m³			
No2		m³			

	点検項目	判定 No1	判定 No2	状況
構造等	点検・清掃が容易で衛生的な場所			
	適正な容量			
	マンホールの位置・大きさ・立ち上げ・防水・施錠など			
	外部から汚染されるような開口部			
	オーバーフロー管・通気管の防虫網			
	吐水口空間・排水口空間の確保			
	クロスコネクション（他の配管設備との連結）			
維持管理	タンク周辺部にタンク内の水質を汚染するようなものを置いてないか			
	タンク内にさび・沈渣・油・異物・浮遊物・亀裂・水垢・塗装のはがれなど			
	内部ステー（支柱）の状況			
	電極棒・フロートスイッチの状況			
	満減水警報装置の作動状況			
	ボールタップの状況			
	タンク内梯子の発錆・水垢・腐食の状況			

判定：○＝異常なし、△＝要注意、×＝異常あり、－＝該当箇所なし

副受水タンク点検表		
附記受水タンク		
容　量	m³	m³
材　質		
構　造		
設置場所		
状　況		

別紙－1　No.2

建築物名称 ____________________

主たる用途 ____________ 付随用途 ____________

所　在　地 ____________________

<table>
<tr><td rowspan="2">作業日時</td><td colspan="6">自：　　　年　　月　　日　（　　）　　時（天候　　　）</td></tr>
<tr><td colspan="6">至：　　　年　　月　　日　（　　）　　時（天候　　　）</td></tr>
<tr><td>断水日時</td><td colspan="6">月　　日　　時　～　　月　　日　　時</td></tr>
<tr><td colspan="7">清掃作業工程　－高置タンク－
始　　　　　　　　　　　　　　　　終
（　：　）（　：　）（　：　）（　：　）（　：　）（　：　）（　：　）</td></tr>
<tr><td>作業前準備</td><td>排　　水</td><td>清　　掃</td><td>消　　毒</td><td>水　　張</td><td colspan="2">点検整理</td></tr>
<tr><td colspan="7">清掃作業工程　－高置タンク－
始　　　　　　　　　　　　　　　　終
（　：　）（　：　）（　：　）（　：　）（　：　）（　：　）（　：　）</td></tr>
<tr><td>作業前準備</td><td>排　　水</td><td>清　　掃</td><td>消　　毒</td><td>水　　張</td><td colspan="2">点検整理</td></tr>
<tr><td rowspan="2">清掃作業者</td><td>作業責任者</td><td colspan="5">印</td></tr>
<tr><td>補助者名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="7">所　　見　・　特記事項</td></tr>
</table>

別紙－1　No.3

<table>
<tr><td colspan="6">受　水　タ　ン　ク　点　検　表</td></tr>
<tr><td colspan="2">受水タンク</td><td>容　　量</td><td>材　　質</td><td>構　　造</td><td>設　置　場　所</td></tr>
<tr><td colspan="2">No1</td><td>m³</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">No2</td><td>m³</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">点　検　項　目</td><td colspan="2">判　定</td><td rowspan="2">状　　況</td></tr>
<tr><td>No1</td><td>No2</td></tr>
<tr><td rowspan="10">構造等</td><td>点検・清掃が容易で衛生的な場所</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>排水槽などの影響</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>適正な容量</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連通管の位置、受水口と揚水口の位置</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>マンホールの数･位置･大きさ･立ち上げ・防水・施錠など</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>上部配管スリーブ（揚水貫通部）の密閉・立ち上げ</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>吐水口空間・排水口空間の確保</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>オーバーフロー管・通気管の防虫網</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>タンク内及びタンク上部に給水管以外の配管</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>クロスコネクション（他の配管設備との連結）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="10">維持管理</td><td>タンク周辺部にタンク内の水質を汚染するようなものを置いてないか</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ポンプ室等の清掃・整備</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>タンク内にさび・沈渣・油・異物・浮遊物・亀裂・水垢・塗装のはがれなど</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>内部ステー（支柱）の状況</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>電極棒・フロートスイッチの状況</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>満減水警報装置の作動状況</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>給水ポンプの状況（整備状態・性能）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ボールタップの状況</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>フート弁・サクションパイプの状況</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>タンク内梯子の発錆・水垢・腐食の状況</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

判定：○＝異常なし、△＝要注意、×＝異常あり、－＝該当箇所なし

その　の　他　の　設　備				
揚水ポンプ	揚　程	m	台　数	
	揚水量	m³/min	口　径	
給　水　管	材　質		状　況	
防錆剤の使用	有・無	薬剤名	使用方法	比例注入法 その他（　　　　　）
塩素滅菌装置	有・無	薬剤名	装置メーカー	

消毒	薬　剤　名		(有効塩素濃度　　%)　　mL 使用			
	消　毒　液		有効塩素濃度　　ppm　　L 作成			
	場　所		受水タンク		高置タンク	
			No1	No2	No3	No4
	放置時間	1 回目	時　分から 分間放置	時　分から 分間放置	時　分から 分間放置	時　分から 分間放置
		2 回目	時　分から 分間放置	時　分から 分間放置	時　分から 分間放置	時　分から 分間放置
塗装	塗　料		（乾燥時間　　　）			
	場　所					
防水	方　法					
	場　所					

修理及び部品交換	場　所	原　因	処　置

清掃作業者	作業責任者	印
	補助者名	
所見・特記事項		

別紙－2

汚水槽・雑排水槽点検表

点検日　　　　　　　　　　　　　点検者　○○　○○　印

汚水槽・雑排水槽	容　量	材　質	構　造	設置場所
No.1	m^3			
No.2	m^3			

点検項目		判断基準	判定		状　況
			No.1	No.2	
本体	内　部	浮遊物、沈殿物がない			
	壁面等	漏水、損傷、き裂、錆び等がない			
	マンホール	密閉状況が良好である			
水面制御及び警報装置（フロートスイッチ、レベルスイッチ、電極棒）		損傷、腐食がない			
		正常に作動する			
配　管		水漏れがない			
		詰まりがない			
		錆び、腐食、損傷等がない			
		防虫網の目詰まりがない			
		防虫網の錆び、腐食、損傷等がない			
配管接続部、配管固定部		変形、腐食、損傷等がない			
記事					

判定：○＝異常なし、△＝要注意、×＝異常あり、－＝該当箇所なし

別紙－3

雑用水槽点検表

点検日　　　　　　　　　　　　　点検者　○○　○○　印

雑用水槽	容　量	材　質	構　造	設置場所
No.1	m³			
No.2	m³			

点検等項目		判定		状　　況
		No.1	No.2	
水槽内面の損傷、劣化等の状況				
水漏れ、外壁の損傷、錆び、腐食				
マンホールの密閉状況				
オーバーフロー管、水抜管の防虫網				
ボールタップ、満減水警報装置				
塩素滅菌器の機能等				
給水ポンプの揚水量、作動状況				
配管	管、バルブの損傷			
	錆び、腐食			
	スライム・スケールの付着			
	吐水口空間の保持状況			
雑用水槽清掃実施				
水質検査実施				
記事				

判定：○＝異常なし、△＝要注意、×＝異常あり、－＝該当箇所なし

参　　　考

収入印紙欄

（　　　　　　　　　　）

業 務 委 託 契 約 書

1．件　　　名

2．契 約 金 額

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥

3．履 行 期 間

4．契約保証金　　免　　除

5．前　払　金

上記の作業について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

委託者と受託者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成　　年　　月　　日

委託者　東 京 都

代表者　　　　　　　　　　　　　印

受託者　住 所

氏 名　　　　　　　　　　　　　印

綴込確認		印鑑照合	

（総　則）

第 1 条　委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、設計図書（別添の図面及び仕様書（特記仕様書を含む。）をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする作業の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2　乙は、契約書記載の作業を契約書記載の履行期間内に完了するものとし、甲は、その契約代金を支払うものとする。この場合において、履行期間が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日、12 月 29 日から同月 31 日までの期間、1月２日、同月３日、日曜日及び土曜日は、この日数に算入しない。

3　施行方法その他作業を完了するために必要な一切の手段（以下「施行方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

4　乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5　この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6　この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

7　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8　この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第 51 号）に定めるものとする。

9　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（資料の貸与等）

第 2 条　甲は、必要があると認めたときは、資料の貸与、提示等適宜の措置を講じることができる。

（権利義務の譲渡等）

第 3 条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第 4 条　乙は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下本条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡する。

2　甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3　乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

4　乙は、成果物（作業を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

5　甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第 5 条　乙は、作業の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（下請負人の通知）

第 6 条　甲は、乙に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第 7 条　乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2　乙は、作業の施行にあたり、自己の有する特許権等を使用する場合、その特許権等の使用料を甲に請求しないものとする。

3　この作業により生じた発明等の成果及び権利については、甲乙協議して定める。

（事業主の責任等）

第 8 条　乙は、この契約による作業の完成について、法律上及び財政上の事業主としてのすべての責任を負うものとする。

2　乙は、その使用人に対し、法律に規定された使用者としてのすべての義務を負うものとする。

（履行報告）

第 9 条　乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

（条件変更等）

第 10 条　乙は、甲の設計図書の表示に不明確な内容があるとき又はその作業の施行にあたり、重大な支障をもたらすと考えられる事情が生じた場合は、甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

2　甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項の事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3　甲は、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、速やかに通知できないやむを得ない理由があるときは、通知を遅らせることができる。

4　前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、甲は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第 11 条　甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（作業の中止）

第 12 条　甲は、必要があると認めるときは、作業を一時中止し又は打切ることができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（乙の請求による履行期間の延長）

第 13 条　乙は、自己の責に帰すことができない事由により履行期間内に作業を完了することができないときは、その理由を明示して、甲に履行期間の延長を請求することができる。

（甲の請求による履行期間の短縮等）

第 14 条　甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮を乙に請求することができる。

2　甲は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間とすることを乙に請求することができる。

3　甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更等）

第 15 条　履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

（契約金額の変更方法等）

第 16 条　契約金額の変更については、甲乙協議して定める。

2　この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

3　前2項の協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

（臨機の措置）

第 17 条　乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

3　甲は、災害防止その他作業の施行上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求するこ

とができる。

4　乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち乙が契約金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

（一般的損害）

第 18 条　完了検査に合格する前に生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 19 条　作業の施行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（契約金額の変更に代える設計図書の変更）

第 20 条　甲は、第 10 条から第 12 条、第 14 条、第 17 条又は第 18 条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

（検査及び引渡し）

第 21 条　乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちに甲に対して、検査の請求をしなければならない。

(1) 作業が完了したとき。

(2) 作業の完了前において、既済部分について、甲が検査を適当と認めたとき。

(3) その他必要があるとき。

2　甲は、前項第1号の検査（以下「完了検査」という。）の請求を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に、前項第2号及び第3号に係る検査の請求を受け、その請求を相当と認めたときは、遅滞なく、それぞれ乙の立会いを求め、検査を完了しなければならない。

3　第1項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、乙に通知の上、その立会いを求め、検査を行うことができる。

4　乙は、前3項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

5　検査に要する費用及び検査のため変質、変形、消耗又はき損したものを原状に復する費用は、すべて乙の負担とする。

6　引渡し目的物があるときは、第2項の完了検査に合格したときをもって、引渡しを完了したものとする。この場合において、引渡し目的物が乙の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより甲に移転する。

（手　直　し）

第 22 条　乙は、前条第2項の完了検査に合格しない場合で、甲が特に1回に限り手直しを認めたときは、甲が指示した期間内にこれを完了しなければならない。

2　乙は、手直しを完了したときは、さらに届け出て検査を受けなければならない。この場合においては、前条第2項から第6項までの規定を準用する。

3　甲は、手直しが完了しないとき又はその検査に合格しないときは、履行期間経過後の日数に応じ、乙から遅延違約金を徴収する。この場合においては、第 31 条第1項及び第2項の規定を準用する。

（契約代金の支払）

第 23 条　契約代金の支払は　　　　　　　　　　とし、乙は、第 21 条第1項第1号、第2号又は前条第2項に係る検査に合格したときに請求することができる。

2　前項の規定で1か月ごと等の部分払を定めた場合は、乙は甲の検査に合格した既済部分に相応する契約金額相当額の範囲内で甲の定める金額を請求することができる。

3　特別の必要があるときは、甲乙協議の上、前項で甲の定める金額について、まとめて請求することができる。

4　甲は、乙から前3項の規定に基づく請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に、契約代金を支払わなければならない。

（契約保証金）

第 24 条　契約保証金は、契約金額（契約金額が単価で定められているときは、予定数量に単価を乗じて得た額を契約金額として算定する。以下同じ。）が増減されたときは、これに応じて増減するものとする。ただし、既納保証金が未払の契約金額の 10 分の1以上あるときは、乙は、さらに納入を要しない。

2　甲は、第 21 条第2項又は第 22 条第2項の完了検査に合格したとき又は第 33 条第1項若しくは第 34 条第1項の規

定により契約が解除されたときは、乙の請求により、30 日以内に契約保証金を返還する。

3　甲は、契約保証金について、利息を付さない。

（前　金　払）

第 25 条　甲は、契約書で前払金の支払を約した場合において、乙が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約書記載の履行期間を保証期限とする同法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、3 億 6 千万円を限度とし、乙の請求により、契約金額の 30 パーセントの額（10 万円未満の端数は切り捨てる。）を前払金として支払う。

2　乙は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後（甲が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期）に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面（以下「保証証書」という。）を甲に提出した上で前払金の請求をしなければならない。

3　甲は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の前払金を支払う。

4　債務負担行為を伴う作業の前払金が、当該年度支払限度額を超える場合は、第1項の規定にかかわらず　　　　　円を超える額は請求できないものとする。

5　前項の規定により、前払金の全部又は一部を支払わなかった場合においては、甲の定めるところにより、乙は翌年度以降に前払金の請求ができるものとする。

（契約金額の増減による前払金の追加払又は返還）

第 26 条　甲は、前条第1項の規定により前金払をした後、設計図書の変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不適当と認められるに至ったときは、甲の定めるところにより、前払金を追加払し、又は返還させることがある。

2　乙は、前項の規定により、甲が前払金の追加払を認めた場合は、前払金の追加払を請求することができる。

3　乙は、甲から第1項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約変更の日以後、甲が指定する日までに返還しなければならない。

4　前項の場合において、乙が返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額につき年5パーセントの割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払わなければならない。

（保証契約の変更）

第 27 条　乙は、前条第2項の規定により、前払金の追加払を受けようとするときは、当該契約変更の日以後、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に提出した上で、請求しなければならない。

2　乙は、前条第1項の規定による前払金の返還請求を受けた場合において、保証契約を変更したときは、直ちに変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。

3　乙は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使途制限及び返還）

第 28 条　乙は、前払金をこの作業に必要な経費以外の経費に充ててはならない。

2　乙は、前項の規定に違反した場合又は保証契約が解約された場合は、既に支払われた前払金を、直ちに甲に返還しなければならない。

3　乙は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に年5パーセントの割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として支払わなければならない。

（前払金等の不払に対する作業中止）

第 29 条　乙は、甲が第 25 条の規定に基づく支払又は第 23 条で部分払を定めた場合の代金の支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、作業の全部又は一部の施行を一時中止することができる。この場合において、乙は、その理由を明示してその旨を直ちに甲に通知しなければならない。

2　甲は、前項の規定により乙が作業を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（かし担保）

第 30 条　甲は、完了検査合格の日から1年間、乙に対して、その隠れたかしの補正又はその補正に代え若しくは補正とともに損害賠償を請求することができる。ただし、その隠れたかしが、乙の故意又は重大な過失によると認められる場合には、この期間を延長することがある。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第 31 条　乙の責に帰すべき事由により履行期間内に作業を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2　前項の遅延違約金の額は、履行遅滞部分に相応する契約金額相当額につき遅延日数に応じ、年5パーセントの割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3　甲の責に帰すべき事由により、第 23 条第4項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第 32 条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、第1号の規定により契約を解除するときは、何ら催告を要しないものとする。

(1)　その責に帰すべき事由により、履行期間内に作業を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に作業を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

(2)　正当な理由がなく、着手を遅延したとき。

(3)　前2号に掲げる場合のほか、契約に違反したために契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4)　第 34 条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(5)　地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当すると判明したとき。

2　前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

3　契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の 10 分の1に充たないときは、乙は、契約金額の 10 分の1相当額又は不足額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した既済部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

第 32 条の2　甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1)　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令）又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき（同法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提訴されたときを除く。）。

(2)　乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(3)　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2　前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（協議解除）

第 33 条　甲は、作業が完了するまでの間は、第 32 条第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、乙と協議の上、契約を解除することができる。

2　甲は前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第 34 条　乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1)　第 11 条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2)　第 12 条の規定による作業の中止期間が当初の履行期間の 10 分の5（履行期間の 10 分の5が 180 日を超えるときは、180 日）を超えたとき。ただし、中止が作業の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の作業が完了した後 90 日を経過しても、その中止が解除されないとき。ただし、別に定めのある場合は、この限りではない。

(3)　甲が契約に違反したために契約の履行が不可能となったとき。

2　前項第2号の場合において、日数の計算は、第1条第2項の規定を準用する。

3　乙は、第1項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第 35 条　甲は、契約が解除された場合においては、既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分に対して、相当と認める金額を支払い、引渡し目的物があるときは同時にその引渡しを受けるものとする。

2　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3　第1項の場合において、第 25 条の規定による前金払をしたときは、当該前払金の額を、第1項の規定による支払額から控除する。なお、乙は、受領済みの前払金額に余剰があるときは、甲の指定する日までに甲に返還しなければならない。この場合においては、第 26 条第4項の規定を準用する。

（賠償の予定）

第 36 条　乙は、この契約に関して、第32条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)　第32条の2第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合

(2)　第32条の2第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相　殺）

第 37 条　甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第 38 条　この契約書において書面により行われなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補　則）

第 39 条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。